

# 令和7年度しが水環境ビジネス推進フォーラム研究・技術分科会運営業務 企画競争（公募型プロポーザル）実施要領

## 1 総則

令和7年度しが水環境ビジネス推進フォーラム研究・技術分科会運営業務に係る企画競争（以下「プロポーザル」という。）の実施について定める。

## 2 業務の内容

別添「令和7年度しが水環境ビジネス推進フォーラム研究・技術分科会運営業務 業務概要（仕様書骨子）」（以下「概要」という。）および「令和7年度しが水環境ビジネス推進フォーラム研究・技術分科会運営業務委託契約書（案）」のとおり。

## 3 予定価格

8,999,980 円（消費税および地方消費税を含む。）

## 4 参加者

公募による。

## 5 参加資格

以下の条件すべてに該当すること。

- (1) 地方自治法施行令第167条の4に規定する者に該当しない者であること。
- (2) 滋賀県財務規則（昭和51年滋賀県規則第56号）第195条の2各号のいずれにも該当しない者であること。
- (3) 滋賀県物品関係入札参加停止基準による入札参加停止の措置期間中でないこと。
- (4) 滋賀県物品の買入れ等に係る競争入札参加者の資格等に関する要綱（昭和57年滋賀県告示第142号）に規定する資格を有すると認められて、競争入札参加者名簿に次のとおり登録されている者であること。
  - ・営業種目：「大分類:役務」なお、新たに入札に参加する資格を得ようとする者は、次に示す場所において資格審査の申請を行うこと。ただし、この場合には、この公告に係るプロポーザルの手続きに間に合わないことがある。
  - ・物品・役務電子調達システムまたは滋賀県会計管理局管理課  
（〒520-8577 大津市京町四丁目1番1号 TEL：077-528-4314）
- (5) 平成29年4月以降に水ビジネスに関する技術開発もしくは実用化に関する事業、またはブランドの立上げもしくはブランド化の推進に関連する事業（ブランド関係については、分野は問わない。）を実施した実績（企画提案書提出時点で履行を完了したものに限る。）を有する者であること。
- (6) 参加申込書を提出した者であること。

## 6 説明会

開催しない。

## 7 担当部署

〒520-8577 大津市京町四丁目1番1号

滋賀県琵琶湖環境部環境政策課（担当：奥村）

TEL：077-528-3453、 FAX：077-528-4844、 E-mail：de0002@pref.shiga.lg.jp

## 8 実施要領等の交付場所

滋賀県ホームページの当プロポーザル公告に掲示する実施要領等のファイルのダウンロード、7に示す場所での配布または郵送により交付する。

なお、郵送により交付する場合の送料は、交付希望者の負担とする。

窓口交付期間：令和7年5月7日から令和7年5月29日（土曜日および日曜日を除く。）の9時から17時まで。

## 9 参加申込書、企画提案書および質問書の提出方法、提出先および提出期限等

### (1) 参加申込書

#### ア 提出方法

当プロポーザルへの参加を希望する場合は、参加申込書（別紙様式1）を7の担当部署あて持参または郵送により提出すること。

※ 持参する場合の受付時間は、土曜日および日曜日を除く、平日9時から17時とする。

※ 郵送の場合は、記録が残る方法（簡易書留郵便等）によることとし、提出期限までに提出先に届いていること。

#### イ 提出先

7のとおり。

#### ウ 提出期限

令和7年5月20日 17時（必着）

### (2) 企画提案書

#### ア 提出方法

企画提案書（別紙様式2。必要な添付書類を含む。）を持参または郵送により提出すること。

※ 1の事業者が提出できる企画提案書は1案のみとする。

※ 持参する場合の受付時間は、土曜日および日曜日を除く、平日9時から17時とする。

※ 郵送の場合は、記録が残る方法（簡易書留郵便等）によることとし、提出期限までに提出先に届いていること。

なお、別添概要の4に記載の参考資料の閲覧を希望する場合は、参加申込書を提出した後に7の担当部署に申し出ること。

#### イ 提出先

7のとおり。

#### ウ 提出期限

令和7年5月29日 17時（必着）

#### エ 提出部数

6部（正本1部および副本5部）

### (3) 質問書

#### ア 提出方法

質問事項を質問書（別紙様式3）に記載の上、電子メールまたはFAXにより提出すること。

※ 様式3を電子メール等で送付した後、担当者あてに電話にて到達確認を行うこと。

イ 提出先

7に同じ。

ウ 提出期限

令和7年5月15日 12時（必着）

エ 回答方法

受け付けた質問とそれらに対する回答を集約したものを、全ての質問書提出者および参加申込書提出者に対し、令和7年5月16日を目途に電子メールまたはFAXにより回答する。

## 10 契約予定者の選定

次に掲げるところにより、担当部署において設置する審査会において、提出された企画提案書の内容を総合的に評価し、契約予定者を選定する。ただし、総合点において満点の5割未満の者は契約予定者とししない。

- (1) 審査会は、3名の委員をもって設置する。
- (2) 提出された企画提案書に対する審査は、別添に示す審査基準により、各審査員がその内容を採点して実施する。
- (3) 総合点が高い順に企画提案書の提出者（以下「提案者」という。）に順位を付し、その順位が1位の提案者を契約予定者とし、契約締結に係る協議を行う。ただし、契約予定者との協議が整わなかった場合は、次の順位の提案者を契約予定者とし、契約締結に係る協議を行う。
- (4) 2以上の者の各審査員の採点の合計が同じである場合、その順位は審査会で協議して決定する。
- (5) 審査会が必要と認めた場合は、審査会が指定する提案者にヒアリング等を実施する場合がある。この場合のヒアリングの日程・場所等については、別途通知するものとする。
- (6) 審査結果は、全ての提案者に速やかに文書で通知する。

## 11 失格または無効

次の各号に該当した場合は、失格または無効となるので注意すること。

- (1) 参加申込書または企画提案書を提出期限までに提出しない場合。
- (2) 企画提案書に記載事項や添付書類の不足があった場合、もしくは指示した事項に違反した場合。
- (3) 企画提案書に虚偽の記載があった場合。
- (4) 企画提案書の記載内容に実施できない項目が含まれていることが判明した場合。
- (5) 見積金額の合計が予定価格を超える場合。
- (6) その他、公平性に影響を与える行為があったと認められる場合。

## 12 その他

- (1) 本業務において使用する言語および通貨は、日本語および日本国通貨とする。
- (2) 参加申込書を提出しない者は、企画提案書を提出できない。
- (3) 参加申込書および企画提案書の作成、提出ならびにヒアリング等への出席等の企画提案に係る費用は、提案者の負担とする。
- (4) 提出された参加申込書および企画提案書は、審査および業務の実施に当たって必要な目的にのみ利用することとし、審査後に返却しないものとする。
- (5) 提出した参加申込書および企画提案書の加筆、訂正、差し替え等は認めない。

- (6) 参加申込書の提出後、都合により参加を辞退することになった場合は、企画提案書の提出期限までに参加辞退届（任意様式。押印は参加申込書と同じものとする。）を7の担当部署あて提出すること。

## 審査項目および審査員 1 人当たりの配点

| 審査項目                      | 審査の着眼点   | 配点 |
|---------------------------|--|----|
| 業務計画提案書<br>(別紙様式 2 の様式 A) |  |    |
| 1 業務の実施方針                 | <ul style="list-style-type: none"> <li>本業務に対する専門的知見を有するとともに、別添概要（仕様書骨子）や本県の取組等を踏まえた業務の実施方針であるか。</li> </ul>   | 5  |
| 2 分科会会合の企画・開催             | <ul style="list-style-type: none"> <li>企業、大学および研究機関等の有するシーズならびに企業等のニーズに関する情報共有や、実用化に向けた取組の推進に資する場として、的確で効果的な企画・開催を行うことができるか。</li> </ul>  | 8  |
| 3 実用化に向けた取組               | <ul style="list-style-type: none"> <li>必要な調整や情報収集等を行い、プロジェクトチームの取組促進を支援することができるか。</li> <li>関係者間の調整や資金調達に関する検討など、プロジェクトの取組促進のための効果的な支援を実施することができるか。</li> </ul>                  | 8  |
| 4 水環境技術等のブランド化の推進         | <ul style="list-style-type: none"> <li>ブランド化の対象となる優れた製品またはサービスの掘り起こし、プロジェクト推進委員会の適切な運営を行うことができるか。ブランド化した製品またはサービスに対する効果的な支援が提案されているか（作成済みのブランドラベルやブランドストーリーの改善を含む）。</li> </ul> | 12 |
| 5 業務実施体制等                 | <ul style="list-style-type: none"> <li>高い社会貢献意欲とバランス感覚、調整能力を有し、本業務を円滑に実施することができる者が配置されているか。</li> <li>本業務を実施するために必要な業務体制およびスケジュールとなっているか。</li> </ul>                            | 4  |
| 見積金額（別紙様式 2 の様式 B）        | <ul style="list-style-type: none"> <li>経費節減を意識した事業経費の内容および金額となっているか。</li> </ul>  | 5  |
| その他（別紙様式 2）               |  |    |
| 過去の実績等                    | <ul style="list-style-type: none"> <li>平成 29 年 4 月以降に（A）水ビジネスに関する技術開発もしくは実用化に関する事業、または（B）ブランドの立上げもしくはブランド化の推進に関連する事業（ブランド関係については、分野は問わない。）を実施した実績を有しているか。</li> </ul>           | 2  |
| 社会政策推進                    | <ul style="list-style-type: none"> <li>「滋賀県ワーク・ライフ・バランス推進企業」の登録を受けているか、または次世代</li> </ul>   | 1  |

|  |  |           |
|--|--|-----------|
|  | 育成支援対策推進法に基づく基準適合一般事業主として厚生労働大臣の認定を受けているか。   |           |
|  | <ul style="list-style-type: none"> <li>高年齢者就業確保措置について、労使協定の締結または就業規則の労働基準監督署への届出をしているか。</li> </ul>   | 1         |
|  | <ul style="list-style-type: none"> <li>障害者の雇用の促進等に関する取組のうち、次のいずれかに該当しているか。 <ul style="list-style-type: none"> <li>①障害者の雇用に関する状況の報告義務がある事業者であって法定雇用率が達成されているか。</li> <li>②障害者の雇用に関する状況の報告義務がない事業者であって障害者を雇用しているか。</li> <li>③「しが障害者施設応援企業」の認定を受けているか。</li> <li>④障害者の雇用の促進等に関する法律に基づく基準適合事業主として厚生労働大臣の認定を受けているか。</li> </ul> </li> </ul>  | 1         |
|  | <ul style="list-style-type: none"> <li>「滋賀県女性活躍推進企業」の認証を受けているか、または女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に基づく基準適合一般事業主として厚生労働大臣の認定を受けているか。</li> </ul>   | 1         |
|  | <ul style="list-style-type: none"> <li>環境マネジメントシステムのうち、次のいずれかの認証・登録を受けているか。 <ul style="list-style-type: none"> <li>①国際標準化機構が定めた規格 I S O 14001 に適合している旨の認証</li> <li>②一般財団法人持続性推進機構（平成 23 年 9 月 30 日以前に登録・更新した場合は、財団法人地球環境戦略研究機関持続性センター）の実施するエコアクション 21 の認証・登録</li> <li>③特定非営利活動法人 K E S 環境機構の実施する K E S ・環境マネジメントシステム・スタンダードの登録</li> <li>④一般財団法人エコステージ協会の実施するエコステージの認証</li> </ul> </li> </ul> | 1         |
|  | 県内に本店を有する事業者   | 1         |
|  | <b>合計</b>  | <b>50</b> |